

秘密保全法制の経緯

- 1985年6月 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(国家秘密法)、自民党議員10名が議員立法として衆議院に提出。
- 1985年12月 野党、メディアの反対で国会閉会と同時に同法案廃案。
- 1997年9月 日米安保協議委員会共同発表文(以下、2プラス2)：**新ガイドライン**を発表。効果的な共同作戦実施のための情報活動の協力と共有した情報の保全責任が明記。
- 2000年10月 **アーミテージ報告**：機密情報を保護する法律の立法化要求。
- 2001年9月 11日、アメリカで同時多発テロ発生。
- 2001年10月 自衛隊法改正。アーミテージ報告を受けたもの。防衛秘密の漏えいに關し、民間人が処罰の対象。
- 2005年2月 2プラス2：共通戦略目標で合意。
- 2005年10月 2プラス2：「日米同盟：未来のための変革と再編」公表。二国間の防衛協力の強化・一体化のために「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる」と、そのために「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる」ことで合意。
- 2006年6月 自民党政調会「国家の情報機能の強化に関する検討チーム」の提言において、「情報共有の促進・情報コミュニケーションの緊密化と秘密保持」のため、罰則規定を含む秘密保全法制の制定を提言。
- 2006年11月 官邸に「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」設置
- 2006年12月 内閣に「情報機能強化検討会議」設置
- 2007年5月 2プラス2：「同盟の変革—日本の安全保障及び防衛協力の進展」公表。
2005年10月の2プラス2で示された「追加的措置」とは GSOMIA(ジーソミア、軍事情報包括保護協定)の締結であることが明記。
- 2007年2月 官邸機能強化会議(2006年設置)、秘密漏えいに対して厳しい罰則を定める法律の必要性を提言する報告書を公表。
- 2007年8月 **GSOMIA**(軍事情報包括保護協定)を締結。秘密軍事情報を受け取る前提として、アメリカと同等の情報保護措置の実施、情報取扱資格や情報アクセス権を持つ個人の登録簿を保持することを要求。
- 2008年2月 情報保全法制の在り方を検討すべきとする「情報機能強化検討会議」報告書公表
- 2008年4月 内閣官房長官のもとに、「秘密保全法制の在り方に関する**検討チーム**」が設置。
- 2009年7月 **有識者会議**設置され、国の安全、外交、公共の安全及び秩序維持を秘密にと意見。
- 2009年9月 政権交代
- 2010年8月 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」(新安保懇)が、他の国との防衛情報の共有や武器の共同開発のために秘密保全法制の整備が必要とする報告書を発表。
- 2010年11月 尖閣沖中国漁船衝突事故の映像がYouTubeにアップ。
- 2010年12月 内閣府に「政府における情報保全に関する**検討委員会**」設置。
- 2010年12月 新安保懇報告を受けて新防衛計画大綱が閣議決定。「より緊密な情報共有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全体制を強化する。」と述べて、秘密保全法制定方針を定める。
- 2011年1月 「秘密保全のための法制の在り方に関する**有識者会議**」開催
- 2011年6月 2プラス2：「より深化し、拡大する日米同盟に向けて：50年間のパートナーシップの基盤の上に」で「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」と述べ、懇談会での検討を高く評価。政府横断的な適性評価制度導入や情報防衛措置の向上など、情報保全制度のさらなる改善の重要性を強調。
- 2011年8月 有識者会議、「秘密保全のための法制の在り方について」とする**報告書**を公表。
- 2012年3月 政府、秘密保全法案の今国会提出を見送り。